

品川区介護職員居住支援手当および品川区障害福祉職員居住支援手当に係る 補助事業の創設について

1. 目的

慢性的に介護・福祉職員が不足している要因の一つに給与等処遇の課題が挙げられている。居住支援手当を支給することで、職員の定着を支援し、要介護高齢者・障害者へのサービス提供体制基盤の安定化に繋げることを目的とする。

2. 概要

品川区内に所在する介護保険サービスおよび障害福祉サービスを提供する事業所を運営する事業者が、その雇用する職員を対象に、居住費を支援する手当を支給する場合に、その支給に要する経費に対し補助金を交付する。

3. 内容

(1) 対象事業所

- ① 区内介護保険サービスを提供する事業所・・・253事業所
- ② 区内障害福祉サービス等を提供する事業所・・・224事業所

(2) 対象職種

- ① 上記3.(1)①に勤務する介護職員・介護支援専門員
- ② 上記3.(1)②に勤務する介護・福祉職員

(3) 補助基準額

- ① 居住支援手当・・・対象者1人あたり 10,000円/月額
- ② 社会保険料雇用主負担額に相当する額として、①の支給額に15%を乗じた額

4. 予算額

- (1) 高齢者福祉課 446,400千円
- (2) 障害者支援課 96,000千円

5. 今後の予定

令和6年	8月	対象事業所へ周知
	8～10月	交付申請の受付
	11月	交付決定
令和7年	1月	変更交付申請の受付
	2月	変更交付決定、請求書受理、支払
	4月	実績報告書受理
	5月	交付額確定、精算